

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 9 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530083

研究課題名(和文) 犯罪被害者の権利と支援に関する社会システムの観点を導入した研究

研究課題名(英文) A Study of the Rights and the Support for Victims of Crime; an Introduction to the Viewpoint of the Social System

研究代表者

鮎川 潤 (AYUKAWA, Jun)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：90148784

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円、(間接経費) 840,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、海外における聞き取り調査を行うことを重要な柱の一つとしており、平成23年度はアメリカ合衆国と英国の犯罪被害者支援団体の聞き取り調査を行い、平成24年度と平成25年度はオーストリア、スウェーデンとドイツにおいて、犯罪被害者支援と刑事司法制度との関係、国連の犯罪防止と犯罪被害者に関する国際会議に参加するなどして信頼できる情報の収集を行った。

その成果に基づいて、日本刑法学会の2013年年次大会でのワークショップ「少年犯罪関係(少年院法改正、不定期刑、死刑)」を行い、それを2014年に学会誌に報告するとともに、『少年犯罪 社会はどのように処遇しているか』を執筆して出版した。

研究成果の概要(英文)：One of the principal aims of this research was to gather information from victim support organizations in the USA, the UK and other European countries. I attended the annual meeting of a large victim support organization in the USA and interviewed the president of a similar organization in the UK. I also attended international conferences concerned with crime at the United Nations and interviewed the president of the largest criminal court in Austria. The information I accumulated resulted in a workshop called 'Juvenile Crime - Revision of the Law on Juvenile Training School, Indeterminate Sentence and Death Penalty' at the annual meeting of The Criminal Law Society of Japan in 2013. The paper from the workshop was published in the Criminal Law Society's journal in 2014. Also, my research was used in the book I published in 2014, entitled, Juvenile Delinquency - How Society Treats it.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：犯罪被害者

1. 研究開始当初の背景

従来、わが国の犯罪被害者に関する研究は、犯罪被害者の権利と支援体制をいかに拡充するかという観点から行われてきた。それは確かに有意義なことではあるが、他方で、社会システム全体、司法システム、刑事司法システムの観点から犯罪被害者について検討するということはほとんど行われてこなかった。

犯罪被害者の権利が充実されたり、支援がより手厚く拡充されたりしていくことは望ましいことである。ただし、研究代表者は、犯罪被害者の権利の保障と支援体制には当該の社会の全体システムなど、上位のシステムの相違に応じてさまざまな形態がありうるのではないかと考えた。従来、あたかも日本が欧米よりも遅れているというようにみなされてきたが、わが国の犯罪被害者の権利の保障と支援の制度も整備され、過去と比較するならば長足の進歩を遂げたといってもよい現在において、むしろ今までのように遅れているという視点ではなく、それぞれに異なる社会システムにおいて異なる種類の犯罪被害者の権利の保障と支援体制が考えられるのであり、各社会システムの違いに応じて、各国の犯罪被害者の権利の保障と支援体制が一体どのように異なるのかという視点から再検討するべき段階にさしかかっていると考えられ、本研究はその要請に応えんとしたものである。

2. 研究の目的

犯罪被害者への支援について、それを含んだ刑事司法システム、全体社会システムの観点を取り入れて再検討することが本研究の目的であった。その一つとして、まず、それぞれに異なる欧米の社会において、犯罪被害者の権利の保障が司法システムや全体社会システムにおいてどのような影響を与えたのか、その社会システム全体において、あるいはそのサブシステムにおいて、その国や社会の違いゆえに、犯罪被害者に対する制度についてどのような点が拡充されたり、変更されたり、配慮が行われたのかを探求することが目的となった。さらに、そうした上位システムの違いゆえに、犯罪被害者の権利と犯罪被害者への支援を充実する上でどのような留保が加えられたり、あるいはその促進が強化されたり、逆に特別な配慮を持って考案さ

れたりすることになったのか、について検討することにした。そのことによって、わが国における犯罪被害者の権利と支援について再考する機会を得ようと考えた。

3. 研究の方法

本研究は、海外における聞き取り調査を行うことを重要な柱の一つとしている。初年度には、アメリカ合衆国と英国の最も代表的な犯罪被害者支援団体の調査を行なった。第2、第3年度には、オーストリア、スウェーデンとドイツにおいて、犯罪被害者支援と刑事司法制度との関係、国連の犯罪防止と犯罪被害者に関する国際会議に参加するなどして国際人権の観点から最も広範で信頼できる情報の収集を行った。その他、海外の学会においても関連情報の収集を行い、わが国の犯罪被害者支援の進むべき方向について指針と示唆を得ることを目指した。

4. 研究成果

本研究は以下の現状認識、問題意識、課題認識に立っている。すなわち、わが国において犯罪被害者の権利が尊重され、犯罪被害者への支援がさらに充実したものになっていくことが望まれる。ただし、わが国の犯罪被害者に関する研究は、犯罪被害者の権利と支援体制をいかに拡充するかという観点から行われてきた傾向があり、それはそれで確かに有意義な面を持っていたといえるが、他方で、社会システムの観点から犯罪被害者について検討するということは行われてこなかったという傾向を持つ。その上で、本研究は、従来暗黙のうちに犯罪被害者へ対応する制度に関して直線的なモデルが想定される傾向があったのに対して、むしろ複線的なモデルを想定し、被害者の権利の拡充と支援が異なる社会システム全体へ及ぼす影響について捉えなおし、さらに社会システム全体の視点から犯罪被害者の権利の保障と支援について検討し、より上位のシステムとその下位の部分のシステムの調和的な関係はいかにして可能かという問題意識からこのテーマにアプローチすることによって、新たな知見を得ようとするものであった。

その際に犯罪被害者支援が最も重要な関係を持っているのは、刑罰と裁判についての規定を定めている刑事司法システムである。

わが国では、重大事件に関して、犯罪被害者等の刑事裁判への参加が認められた。ただし、刑事司法システムから考えた場合、犯罪被害者の刑事裁判への参加はヨーロッパの刑事裁判の進展の証左というわけではない。先進国の刑事司法制度の進化がそこに現れていると断言することは不可能であるといわざるをえないことが判明したのは残念である。

イスラム社会では、刑事裁判への犯罪被害者の参加をみとめている。刑事裁判に関して、犯罪被害者は復讐なのか和解なのか意見を述べるができる。賠償金を含む加害者の償いの申し出を被害者が受け入れるかどうかにかかっている。死刑が可能な判決において被害者や犯罪被害者の遺族の果たす役割は非常に大きい。

刑事裁判は、被害者の意向によって罰が大きく左右される交渉の場所でもある。そこでは経済的な要素が大きく影響している。さらに、シャリアの下においては、被害者は刑の執行に立ち会うばかりではなく、復讐のためにその執行に関与しうるとされている。

厳罰を求める被害者の復讐心によって死刑判決が決定されたり、または金銭と引き換えに処罰がまったく異なるものになってしまうという場合、刑事裁判の判決のみならず、刑事裁判の制度自体の正統性、受容性、信頼性が担保されたり保障されうるのかという問題を残すといえよう。

確かに日本においても、示談や慰謝料の支払いが成立したり、被害の弁済が行われたりし、それが刑事被告人の犯罪行為に対する反省と謝罪の意思の表明と見なされ、犯罪被害者に宥恕の念があることが認められ、刑事裁判の量刑にも影響し、刑の軽減をもたらす、刑期が短縮されたり、執行猶予が付いたりすることがみられる。ただし、専門家の裁判官の単独または合議による刑事裁判の判決においては、それらは窃盗のような財産犯や、性犯罪のような親告罪に該当する場合、あるいは傷害罪や、過失による犯罪で被害者の人命が失われたような場合が多く、非常に重大な故意による犯罪において単一の決定的な要素という役割を果たしうるというものではなかった。

日本では、刑事司法システムにおいては2009年から裁判員裁判の制度が新たに導入された。裁判に犯罪被害者が関与する場合、検察官の横に座し、検察官の指導の下で、被告人へ質問を行ったり、求刑を行ったりする

ことが認められることになった。その際には、そうした制度を取り入れているヨーロッパのドイツ、フランスの事例が参照されたが、それらの国では刑事司法の刑罰システムにおいて死刑が廃止されていることが大前提とされており、その上での制度の導入と実行ということがポイントとして存在していることが看過されてはならないといえよう。日本のように刑罰システムとして死刑が維持されている場合は、むしろイスラムの刑事裁判における犯罪被害者の参加と類似する側面が出現することになることを認識する必要があり、その結果の予測に関して、より慎重な検討が必要であったといえることができる。

すなわち犯罪被害者の刑事裁判への参加については、刑事司法システムの違い、そこにおいて定められている刑罰の違い、とりわけ最高刑に死刑が定められているかいないかが重要なメルクマールになることが改めて認識され、考慮されるべき最も重要な要素となっているといえよう。

また、大陸法の伝統、とりわけドイツ法の影響下にありながら、オーストリアでは刑事裁判の法廷への犯罪被害者の出席権が認められていないことにも留意する必要があると考えられる。オーストリアでは、刑事裁判が犯罪者に対する復讐の場となることについてより謙抑的と考えられる。オーストリアの刑事法廷では、犯罪被害者が出席することはあるが、量刑に言及することはないということも分かった。検察官さえも量刑についての意見を述べる求刑を行うという慣行がないことも判明した。さらに、刑事裁判の公判を傍聴したところ、公判廷における審理の最中に、犯罪被害者に対して損害賠償が被告人弁護士を通じて行われ、その後、加害者と被害者が握手を行う場面も目撃された。すなわち、日本のように死刑という刑罰を持っている国とそうでない国とでは、刑事裁判システムへの犯罪被害者の関与の仕方と、そもそも刑事法廷の意味がまったく異なるのではないかと推測されることも判明した。

とりわけドイツとオーストリアの2カ国では、ナチス政権下において、犯罪に対する厳罰化がもたらされ、国家反逆罪やその陰謀を行ったり、反政府的な内容の出版や出版物の頒布などを行ったということで多くの市民に死刑を科し、そのなかには多くの冤罪が含まれていたということがあり、第二次世界大

戦後の戦争責任を問う国際刑事裁判所での判決と刑の執行が終了した後に、いち早く死刑を廃止した。その時期は、英国やフランスよりもはるかに早いものであった。

ドイツ、オーストリアでは無実の者を有罪とすること、またたとえ有罪とされる者であったとしても、刑罰がエスカレートし厳罰化が昂進することについては過去の経験から慎重であり、警戒的であることが認識される必要がある。また、なによりも刑事司法システムとりわけ刑罰システムにおいて最高刑として死刑が存在していないことが相違点として決して看過されるべきではないということについて留意されるべきといえよう。

第二次世界大戦において、ドイツ・オーストリアと類似の経験を持つ日本は、他の戦勝国よりもより人権を尊重するという姿勢が求められているといえよう。人権といった場合、最も重要な権利は生命の権利である。現在の刑事司法システムは、その点が十分に配慮されているかが再考されるべき時期に来ていると思われる。

とりわけ先述したように、裁判員裁判の制度が2009年から開始されたが、死刑判決を一般市民が下し、宣告するという制度は、犯罪被害者の刑事裁判への参加という点ではドイツと共通点を持つことになったかもしれないが、刑事司法システム全体の観点から考察し、そのなかで果たす役割を検討した場合は、まったく異なる機能を果たすことになる。一般の人である裁判員は、職業的な裁判官と比較して情動や感情の影響を受けやすく、犯罪被害者に同一化することが容易で、犯罪被害者の立場に立って、被告人に対する刑罰を決める傾向がある。聞き取り調査を行なったオーストリアで最も大きな刑事地方裁判所の所長が、刑事裁判で最も留意して避ける必要があるとした、刑事裁判が被害者による復讐の場になってしまうという懸念も十分に考慮される必要があるといえよう。

20世紀初頭にすでに死刑が廃止されたスウェーデンではストックホルム大学犯罪学部名誉教授のヘンリック・タム氏も述べているように、とりわけ性犯罪の被害者への援助の推進が他の先進諸国と異なる大きな特徴といえよう。スウェーデンはフェミニズムが大きな力を持っている国ともいえることができ、国会議員、内閣の閣僚でも半数あるいは半数以上を女性が占めており、そのことが

強姦、売春・買春、児童ポルノなどの性犯罪に対する超党派による立法措置にも現れているといえることができる。法執行においても、スウェーデンは、北欧諸国のなかでも、性犯罪の犯罪率が圧倒的に高く、他国を寄せつけない。しかし、これはスウェーデンに在住する男性が強姦など暴力的な性犯罪を他国よりも頻繁に非常に高率で行っているというわけではなく、犯罪の構成要件では、他国においては強姦や強制わいせつと見なされないようなケースについても犯罪が成立するためなどによるといってもよいであろう。

また、売買春については、日本のように18歳未満の児童に対する買春者を処罰するばかりではなく、成人も含めて、買春を行なった者を広く処罰するという制度になっている。スウェーデンでは性犯罪に関して、単に性的な行為と見なすのではなく、女性の性的自己決定権、人格、インテグリティを侵害するものとして考え、それを損なわれた女性を犯罪被害者として定義し、女性がそれらの犯罪の被害者になることを防止するというスタンスからの法制度の確立とその実現を図っている点が注目されるといえよう。

アメリカ合衆国に関しては、犯罪被害者による権利拡充を求める訴えに支持を与え、バックアップする政府機関の動きも注目されるが、犯罪被害者自身による権利拡充の要求と、それを支援する犯罪被害者援助団体の民間による自主的な活動と運営が注目される。

アメリカ合衆国の犯罪被害者支援は、犯罪被害者のアドボケート（代理人、支援者）の資格を取得したり維持したりするための研修システムが整備されていることを特徴としている。日本と異なり、犯罪被害者支援に関して、行政としては、警察ではなく検察庁が大きな役割を果たしている。さらにそうした行政の支援の制度は裁判所内においても行われている。

より具体的に注目されるのは、犯罪被害者のアドボケートの資格認定団体については、全国的なネットワークで非常に規模が大きい団体が中心になっており、その年次大会が研修の機会提供の場にもなっている。一定の政府の助成金を得ながらも、組織として犯罪被害者のアドボケートになりたい人やその資格を維持して収入を得たい人から、セミナーの講習料金を得る形で、自らの組織を維持発展させようとしているという点に大きな特徴がある。そのボランティア、自主性に

は大いに参考になるところがあるともいえるよう。

しかしながら、アメリカ合衆国は公民権運動をはじめとして非常に人権の実現が進み、現在世界の最先端をリードしているかのような印象が持たれているにもかかわらず、そのような主張が強く唱えられた。それを実現するための運動が盛んであったりすることは、そのような権利や主張が社会的、法的、制度的になかなか認められておらず、その実現には人の動員と主張の浸透などをはじめとして、犯罪被害者自身、犯罪被害者支援団体の社会的活動を強力に展開する必要があるという側面もあることが認識される必要があると思われる。

アメリカ合衆国は、世界中のほとんどの国が批准している「子ども(児童)の権利条約」を現在未だに批准していないごく少数の2または3カ国のうちの一国である。その他の批准していない国はソマリアとアフリカの新生国の2カ国で、ソマリアは最近まで内乱で国内が混乱し疲弊しており、ようやく統一国家が西欧の指導の下で名目的に築かれたが、まだ安定していない国である。もう1ヶ国のアフリカの新生国は批准の準備が進んでいるとされている。アメリカ合衆国は、これらの少数の発展途上国というかそれ以前の新生段階の国家と同様に子どもの権利を尊重しない国ということになる。

国際社会も一つの国際的な世界システムと考えて、その視点から各国の政治システム、刑事司法システム、刑罰システム、犯罪被害者の支援システムを考察する必要があると考えられる。その視点から検討すると、アメリカ合衆国の刑事司法システムは大きな問題点を抱えているといわざるをえない。(注1)世界システムという観点から、犯罪被害者支援の前提となる刑事司法システムを捉えた場合、もっとも基本的な基準の一つは、刑事司法分野の条約、とりわけ人権に関する条約の批准状況である。アメリカ合衆国は世界人権宣言を直接的に具現化した2つの条約の一つを世界の多数の国が批准しているにもかかわらず、批准していない。

子どもの権利条約については、当初、それが子どもの親権者の監護や監督を不可能にするとの見解が、批准に反対する理由として述べられたが、批准を最も困難にしている理由は18歳未満の少年に対する無期刑の判決を下している州が存在していることである。

アメリカ合衆国では21世紀に入った後も18歳未満の少年が行った犯罪に対して、死刑判決を下しそれを執行してきたが、連邦最高裁で残虐な刑罰に該当するとの判決が出され、少年に対する死刑は廃止された。しかし、18歳未満の少年に対する刑務所を出所できる可能性のない終身の拘禁刑が残っている。アメリカ合衆国の最大の犯罪被害者支援団体、「全米被害者支援機構(NOVA)」が2013年に行った年次大会に参加して調査することによって、その廃止に強く反対しているのが、少年犯罪によって自分の子どもの命を奪われた親の被害者の団体であり、少年に対する終身刑を認めている刑事法を持つ州の州や郡の検察局はそうした主張に支持を表明しているという状況にあることが、明らかになった。(注2)

英国に関しては、2012年にロンドンにあるヴィクティム・サポートの本部を訪問して、事務局長らに会って聞き取り調査を行なった。日本と同様に当事者主義を取る英国では、犯罪被害者はvictim impact statementを行なうが、それは通常書面によるものであり、裁判官が読み、また現在に至るも、そのstatementにおいては量刑に関することについては言及することができないことが再確認されるなど、重要な知見を得た。殺人事件の被害者に対する支援に関しても、政府は直接犯罪被害者家族の団体を対象とするよりも、むしろ、全国的な組織となった支援団体を対象として助成金を供給することによって間接的に対応を進めようとしている様子が窺われ、最新の動向について重要な知見を得ることができた。

さらに、ウィーンにある国連の犯罪・薬物乱用対策事務所を拠点として国際会議を開催したりそれに参加したりすることによって人権に積極的に取り組んでいる学術的団体の代表者への聞き取り調査を行って、世界的な視点から犯罪被害者へ社会システムの違いに基づく対処の違いと、国による相違を超えた共通の価値に関する知見を得ることができた。国連の国際的な犯罪の被害者の権利と彼らへの援助としては、とりわけ組織犯罪等への対応に関する国際会議において、human trafficking(人身売買)の被害者の人権の尊重と彼らの救済と支援が重要な課題となっていることも判明した。

日本国内において進めていた犯罪被害者の処遇に関する考察に基づくとともに、上記

のような国際的な視点から行った、各国の刑事司法システムを念頭に置いた犯罪被害者の権利と支援に関する調査の成果を盛り込んで、平成 25 年 5 月に中央大学で開催された日本刑法学会において、「少年犯罪関係(少年院法改正、不定期刑、死刑)」というワークショップをオーガナイザー兼司会者として開催した。

とりわけ日本においてもっとも代表的とされる犯罪被害者の団体から表彰を受けながらも、法務大臣になったときに死刑の執行を命ぜず、政界を引退したのちは弁護士として日弁連の死刑廃止検討委員会に顧問として参加している元国会議員を招いてこのワークショップを行ったことは非常に重要な歴史的な意義があったと考えられる。その成果の紙媒体による報告としては、『刑法雑誌』第 53 巻第 3 号(平成 2014 年 4 月、180 頁 186 頁、日本刑法学会)がある。

さらに、本研究による犯罪被害者支援に関する調査結果に基づいて根本的な検討を行った成果を取り入れて、単著『少年非行 社会はどう処遇しているか』(左右社)を平成 26 年 6 月に刊行したが、とりわけその最終章においては本研究の成果が大きく盛り込まれている。今後とも、本研究に基づく成果の発表を継続していきたいと考えている。

犯罪被害者の権利を尊重し支援を充実させることの必要性は言を俟たない。それが他の刑事司法システムや上位の社会システム、さらに国際的な条約システムと調和的に発展していく方策の発見に今後とも努めたい。

<注>

(1) ただし、試みられてきたものの銃規制が進まず、銃が人口の数倍も国民の間に浸透しているにもかかわらず、死刑廃止の州が 18 州までに増加してきたことは注目されるといえよう。

(2) なお、この点についてはわが国の死刑に関する状況と重なるところがあり、パラレルな状態にある。アメリカ合衆国では 18 歳未満の少年に対する終身刑のレベルにおいて、わが国においては(18 歳以上の少年を含む)成人に対する死刑のレベルにおいて、国際条約との間に齟齬をきたしている状態にあるといえよう。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

鮎川 潤、「少年犯罪関係(少年院法改正、不定期刑、死刑)」、刑法雑誌(査読:無) 第 53 巻第 3 号、2014 年、180-186 頁。

〔学会発表〕(計 1 件)

鮎川潤(代表)、杉浦正健、中山厚、渡邊真也、「少年犯罪関係(少年院法改正、不定期刑、死刑)」、日本刑法学会、2013 年 5 月 26 日、中央大学。

〔図書〕(計 1 件)

鮎川 潤、左右社、『少年非行 社会はどう処遇しているか』、2014 年、259 頁。

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

鮎川 潤 (AYUKAWA, Jun)
関西学院大学・法学部・教授
研究者番号: 90148784